

2024年度 はるひ野町内会
3月度 役員会 議題

2025年3月1日

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 会長からの連絡事項など | (会長 杉本) |
| (2) 定期総会のお知らせ | (副会長 片岡) |
| (3) 選考委員の選任について | (副会長 水野) |
| (4) 一部部会の統廃合について | (副会長 片岡) |
| (5) 会則改正について | (副会長 片岡) |
| (6) 自主防災組織資格支援制度について | (副会長 野島) |
| (7) 各部会報告 | |
| ◆交通：道路での危険な遊び 注意喚起 | (交通 川上) |
| ◆まちづくり：『花と緑のフェスタ』開催について | (まちづくり 門間) |
| ◆自主防：自主防災かわら版 2024-11号 | (自主防 野島) |
| (8) 2024年度の役員会および各部会の開催予定 | (副会長 水野) |
| (9) 出欠の確認（配布物の受領確認）（※） | (副会長 水野) |

（※）印の項目については、回覧資料はありません。

★今月（3月）のお願い事項

① <資源集団回収>

資源集団回収の奨励金は町内会収入としてはるひ野の緑化に利用します。

飲食用アルミ缶・古新聞古雑誌・段ボール・板紙・牛乳パック・古着古布などご提供ください。

第1日曜

3/2・4/6・5/4 予定

【自宅前】 飲食用アルミ缶・古新聞古雑誌・牛乳パック・ハガキ以上の紙類・金属製なべ

毎週日曜

【ごみ集積所】 段ボール・板紙・古着古布

※毎月第1日曜は【ごみ集積所】と【自宅前】の両方で回収します

※集合住宅に設置の集積所についてはHP問い合わせよりお問い合わせください

② <定期総会> 出席確認票は4/3(木)、委任状は4/24(木)までにご提出ください（全戸配布資料参照）

★町内会の主な行事予定（2025年3月～4月）

- | | | |
|-------------|-----------------|--|
| ①はるかレ#7 | 3月30日(日) 15:00～ | はるひ野黒川地域交流センター(オンライン開催併用) |
| ②4月度役員会 | 4月5日(土) 17:30～ | 2024年度のブロック代表者が参加 はるひ野黒川地域交流センター(オンライン開催併用) |
| ③『花と緑のフェスタ』 | 4月20日(土) | 雨天時は4/27に延期、丸山こもれび公園ほか |
| ④2025年度定期総会 | 4月26日(土) 15:00～ | はるひ野黒川地域交流センター(オンライン開催併用) |
| ⑤5月度役員会 | 5月17日(土) 17:30～ | 2025年度のブロック代表者が参加 はるひ野黒川地域交流センター(オンライン開催併用) |

※ 各詳細は回覧・ホームページ参照

<ブロック代表者のかたへ>

次回4月度役員会（4月5日）の準備作業担当は2D, 5A, 5Iのブロック代表者の方々です。

16:20会場集合、17:10頃解散後は帰宅しZoomまたは現地でご出席ください。ご協力よろしくお願ひします。

会長からの連絡事項など

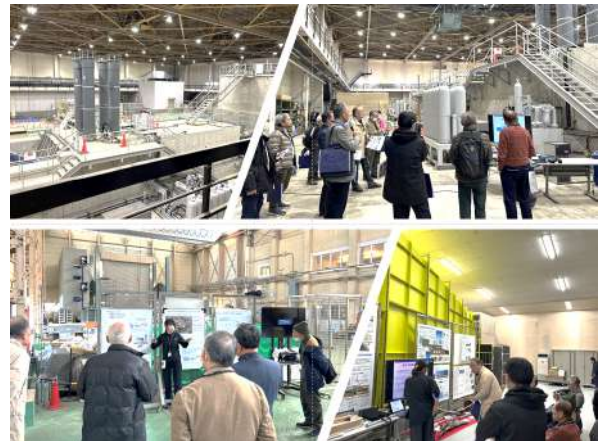
1 麻生防火協会 視察研修(首都圏外郭放水路)

麻生防火協会視察研修で1月24日(金)に春日部市の放水路(国土交通省管轄)視察に行きました。ここはパルテノン神殿とも呼ばれインスタ映えする場所としても有名ですが、本来の目的は**近隣の洪水被害を軽減するもの**で、「**国民の生活を守る**」ための施設です。総工費2,300億円、完成してから13年間で1,400億円の被害損失の回避・軽減効果があるとの説明で、数字の信憑性があれば凄い効果です。川崎市で同様の施設は**五反田川放水路整備事業や恩廻公園調整池**があり、一度見ておくことをお勧めします。行政のあり方を考えさせられる研修でした。



2 麻生区町会連合会 視察研修(電力中央研究所)

次に、麻生区町会連合会の研修で電力中央研究所(我孫子地区)を2月17日(月)に訪問しました。同研究所訪問は、昨年度の横須賀地区に続き2回目です。我孫子地区研究所は**電力施設の自然災害軽減技術、メンテナンス技術、その他広範囲の研究を行っており**、その中で、①海岸にある火力発電所・原子力発電所を津波から守るために必要な設備の実験場、②各機器の耐震安全性確認実験場、③送電設備の雪害対応・強風対応研究を見学しました。このような**基礎研究が我々の安全・安心な生活を支えている**ことを強く感じた1日でした。



3 会長としての主要活動報告(2月)

(※)当町内会内会議は省略

- | | |
|---|---------------|
| (1) あさおの川崎100周年祭 (まちのひろば祭り、21×21祭、1000人でオーケストラと歌おう！ 他) | 1日(土) |
| (2) 麻生区役所地域振興課 | 6日(木)、10日(月) |
| (3) 日本赤十字社川崎市麻生区地区 今年度活動調整 | 4日(火)～7日(金) |
| (4) 麻生区町会連合会 三役会・理事会 | 13日(木) |
| (5) 麻生区町会連合会 役員推薦委員会 | 13日(木) |
| (6) 柿生地区社会福祉協議会 活性化プロジェクト | 15日(土) |
| (7) 麻生区地域デザイン会議「新百合ヶ丘の“これからのまちづくり”を考えるワークショップ」(ワークショップ参加者ではなく、傍聴者としての参加を川崎市と調整) | 16日(日) |
| (8) 麻生区町会連合会 視察研修 (副会長も参加) | 17日(月) |
| (9) あさお区民まつり実行委員会 役員会および6部会長連絡調整会議 | 19日(水) |
| (10) 麻生防火協会 役員会(書面開催) | 19日(水)～22日(土) |
| (11) 柿生地区社会福祉協議会 活性化プロジェクト 事務局会議 | 27日(木) |

防災行政無線が聞こえない、聞き取りにくいので、増設要望を出していた1丁目対応ですが、宮添みのり公園に設置が決まり、工事は2月下旬から始まっています。
運用開始は3月下旬です。

令和7年2月
川崎市危機管理本部

はるひ野町内会 様

川崎市防災行政無線「屋外受信機」設置工事のお知らせ

日ごろから、本市防災行政に御協力を賜りありがとうございます。

川崎市では、災害の発生又は発生の恐れがある場合に、市民の皆様迅速かつ的確に災害に関する情報を伝達するために、同報系防災行政無線を整備・運用しています。

現在、防災無線の音声の聞こえ難い地域の解消のため、当該設備の増設を進めております。

これに伴い、宮添みのり公園に防災無線設備を設置する予定でございますので、お知らせいたします。

御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

1 運用開始予定時期

令和7年3月下旬～

2 設置場所

宮添みのり公園内（はるひ野側）

3 工事時期

2月下旬～3月中旬

4 同報系防災行政無線の主な放送内容について

- (1) 震度情報（市内で震度5弱以上の場合のみ）・緊急地震速報
- (2) 洪水や土砂災害等大規模な被害の発生が予測される際の気象情報
- (3) 避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）
- (4) 有事情報（弾道ミサイル、航空攻撃、ゲリラ特殊部隊攻撃、大規模テロ）
- (5) 光化学スモッグ情報
- (6) 東海地震予知情報・注意情報
- (7) 大規模火災等事故情報
- (8) 防犯情報（凶悪犯逃亡等の緊急情報、注意喚起等）
- (9) 災害時の人心の安定に関する情報
- (10) 定時試験放送（午後5時ごろメロディーチャイム）
- (11) 試験放送、訓練放送 など



同報系防災行政無線「屋外受信機」

2025年3月1日
はるひ野町内会 会長
杉本 秀治

2025年度はるひ野町内会総会のお知らせ

令和の米騒動には驚くばかりですが、はるひ野町内会は20周年を迎え皆様のおかげで充実した活動ができた1年でもありました。また、日本海側での記録的な豪雪には心配が尽きませんが、ありがたいことに、はるひ野では穏やかな日々が続いております。

そのような中、「2025年度はるひ野町内会総会」を下記の通り開催することと致します。

なお、万障お繰り合わせの上ご出席いただきたいところではありますが、引き続き感染対策を徹底する都合上、今回も参加にあたってはいくつかの制限を設けておりますことご了承願います。

また、オンラインにて同時開催致しますので、可能な限り来場せずオンライン(Zoom予定)にてご参加くださいますようお願い致します。

詳細につきましては、別途各戸に配布する「総会のご案内」をご一読ください。

記

日 時 : 2025年4月26日(土) 15:00~16:30
(開場 14:30)

場 所 : はるひ野黒川地域交流センター

※昨年と同じ会場です。

※ご来場の際には、スリッパ、下足入れ袋をご用意ください。

★オンラインにて同時開催いたします(Zoom予定)

- 議 題 : 1. 2025年度はるひ野町内会会長・副会長、
自主防災組織本部長・副本部長の選出について
: 2. 2025年度一部部会統廃合について
: 3. 2024年度事業報告、決算報告
: 4. 2025年度事業計画、予算案
: 5. 2025年度の役員について
: 6. その他

◆ 各戸あての総会のご案内(委任状つき)を別途配布致します。

選考委員の選任について

町内会会則 第6条第1項に従って、来年度の町内会会長および副会長を選出するための「選考委員」を選任いたします。

1. 選任期間

開始 : 2025年3月 1日 (役員会にて決定)
終了 : 2025年4月開催予定の定期総会
(会長・副会長の選出承認をいただき次第、任期終了)

2. 選考委員メンバー

【とりまとめ】 松 井 達 也 (現相談役)
梅 澤 馨 (現相談役)
水 野 正 志 (現副会長)

3. 町内会会則抜粋 (ご参考)

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) ~ (9) (省略)

2 副会長の員数は、業務範囲または業務量の拡縮に応じて10名を超えない範囲で増減員することができる。

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、選考委員が選出し、総会で承認を得ることとする。

2~5 (省略)

7 第1項の選考委員は、役員会で決定する。

以 上

2025年度において、一部部会を統廃合するとともに新たに「本部」を設けます。

- 1 「環境美化部会」と「環境緑化部会」とを統合し、「環境本部」を新設
- 2 「イベント部会」を発展的に解消し、「コミュニケーション本部」を新設
- 3 「広報部会」の機能を事務局に一元化

1 環境本部新設

現在、環境系の2つの部会の主な役目はそれぞれ、

「環境美化部会」：町内清掃、資源回収の推進、ごみ集積場の維持管理など

「環境緑化部会」：緑化推進（川崎市と連携した植栽帯や公園の整備・補修、緑化関連団体支援等）

しかしながら、

- ① 「美化部会」における町内清掃は、結局ところ緑化推進を図ることでもある（緑化部会との違いは？）
 - ② 「美化部会」は町内清掃を介して外部緑化団体である「まちの緑を守る会」との連携度が深い
 - ③ 川崎市と連携した植栽帯や公園の整備・補修は、現実的には「まちの緑を守る会」がはるひ野の窓口
 - ④ やはり「美化部会」と「緑化部会」とが普段から密な連携を図ることが有効
- 等の事情から、2つの部会を統合し、かつ、持続的な活動ができる本部制が有効と判断

2 コミュニケーション本部新設

- ① 近年、はるひ野町内会は、住民参加型のイベント・行事を数多く開催
（夏フェス、はるひ野緑日、緑のフェスタ、はるひ野カレッジ、はるひ野親睦会等）
- ② 2023年度にて子ども会、シニアクラブが解散したことにより、こどもたち、高齢者層の対応が急務
- ③ 汁守神社例大祭等、外部の行事と“はるひ野町内会”との関係性がますます強くなってきている
等、街を活性化するイベント・行事の開催要請が高くなっているが、部会レベルでは対応困難
このような事情から、はるひ野のイベントを包括的に企画管理するコミュニケーション本部を新設

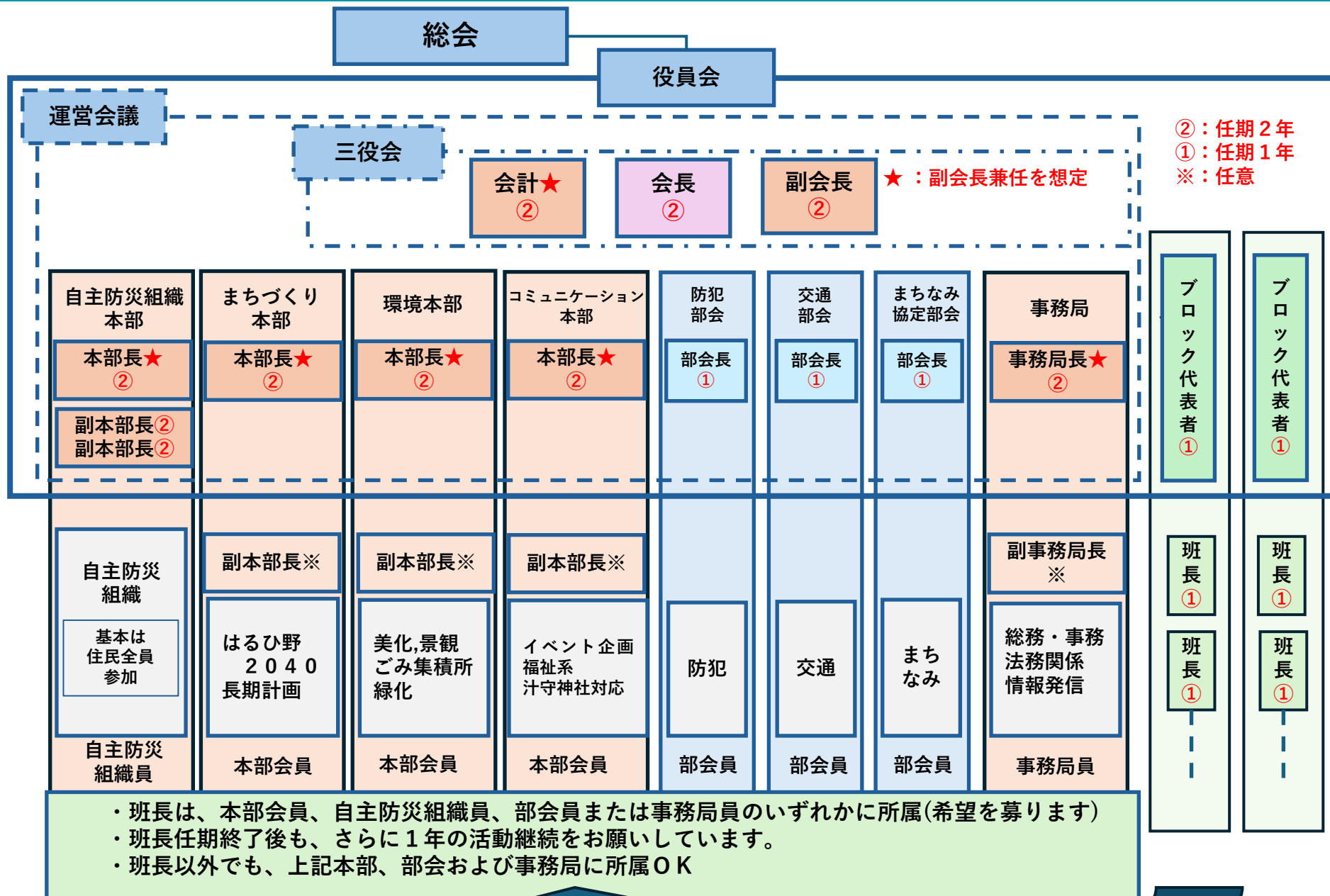
3 広報機能を事務局に一元化

- ① 現在、はるひ野はメール配信・公式LINEとホームページを融合した情報発信システムを構築
- ② 広報部会は、これら情報発信システムと掲示板(意外と有効)とを介して広報活動をしている
- ③ 一方、毎月の会長・部会等からの情報発信である回覧資料は、現在事務局が取りまとめている
- ④ また、メール配信・公式LINE、ホームページの元管理は、現在事務局が行っている
- ⑤ 今後は、回覧を含めて町内会から発信する情報内容の質も量も高いレベルが要求される
これらの事情から、町内会からの情報発信を事務局内において一元管理することが望ましいと判断

4 留意点

- 1 本部長は、任期2年かつ会長の任命。また副会長が兼任することを想定。
- 2 本部長は、副本部長、部門担当者を指名可能。
たとえば、環境本部においては、美化担当者(従前の美化部会長相当)、緑化担当者(従前の緑化部会長相当)の担当者を指名可能(運営会議への参加は必須ではない)
- 3 部会は基本的に従前のとおり。すなわち部会長の任期は1年。班長希望部会先も実質変わらない。
- 4 事務局が情報発信部門を備えることを明確化。この部門を広報が担当する。

2025年度 町内会体制図



はるひ野町内会会則の改正（案）について

2025年3月1日
はるひ野町内会

● 改正の必要性

- 2025年度において一部部会を統廃合するとともに新たに「本部」を創設することとなり、これに伴い関連規定を会則上に盛り込みます。
「一部部会」の統廃合、および「新たな本部」を創設するに至った経緯については、別紙をご参照ください。
- 近年、部会活動によらない“委員会形式”での活動を実施し、住民親睦におおいに寄与しています(例えば、“はるひ野夏フェス”および“緑のフェスタ”等)。今次の会則改正ではこの“委員会形式”での活動に係る要件を明確にします。
なお、当該会則の改正は、2025年4月の総会において承認された後、効力を生じます。

● 会則改正条文の概要（主な関連個所の抜粋）

<一部部会の統廃合および本部新設>

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の本部および部会を置き、自主的目づ民主的に必要な事業を行う。

(1) 省略

(2) 環境本部

★「環境美化部会」と「環境緑化部会」とを統合し、「環境本部」を新設

(3) コミュニケーション本部

★「イベント部会」を発展的に解消し、「コミュニケーション本部」を新設

(4)～(6) 省略

(事務局)

第19条 本会は、事務局を設置する。

2～3 省略

4 事務局は、以下の役割を担う。

(1)～(4) 省略

(5) 第4条に係る事業に関する諸情報の発信および広報

★「広報部会」の機能を「事務局」に一元化

(6) 省略

5 事務局長は、前項の役割に応じ、役割別担当者を指名することができる。

<“委員会”形式での活動要件の明確化>

(委員会)

第25条 会長は、事業の遂行にあたり必要であるときは役員会の承認を得て当該事業の目的に応じた委員会を設置することができる。

2 本部長は、事業の遂行にあたり必要であるときは会長に対して前項に規定する委員会の設置を要請することができる。

3 会長または本部長は、委員会が設置されたときは当該委員会を総務する委員長を任命し、役員会に報告する。

4 前項において任命された委員長は、必要に応じて副委員長を指名することができる。

5 会長または本部長は、第1項に規定する委員会に係る事業が終了した際は当該委員会を解散し、役員会に報告する。

★“委員会”は、必要に応じて会長が立ち上げ、その事業が終われば解散する。

はるひ野町内会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、「はるひ野町内会」（以下「本会」）という。

（目的）

第2条 本会は、地元地区相互の連絡を密にし、親睦を深め、明るく住みよい街づくりにつとめ、地域の繁栄と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（構成員および組織）

第3条 本会は、川崎市麻生区はるひ野に居住する者および同はるひ野内に住所を有する企業・商店等の構成員をもって組織する。

2 前項に規定する構成員の複数をもちて班を組織する。

3 前項に規定する班の組織は、番地単位を基本とし、各班の構成員の変動およびその他の事情を勘案し、役員会において決する。

4 第2項に規定する班の複数をもちてブロックを組織する。

5 前項に規定するブロックの組織は、近隣の複数の班の集合体を基本とし、各ブロック内の構成員の変動およびその他の事情を勘案し、役員会において決する。

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の本部および部会を置き、自主的且つ民主的に必要な事業を行う。

（1）まちづくり本部

（2）環境本部

（3）コミュニケーション本部

（4）防犯部会

（5）交通部会

（6）まちなみ協定部会

（自主防災本部組織）

第5条 はるひ野町内会内に自主防災組織を置き、別途制定する「はるひ野町内会 自主防災組織に関する規約（以下、「自主防災組織に関する規約」）」に基づき、必要な事業を行う。

（役員）

第6条 本会は、次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 7名

（3）会計 1名

（4）会計監査 2名

（5）まちづくり本部長 1名

（6）環境本部長 1名

（7）コミュニケーション本部長 1名

（8）部会長 各1名

（9）ブロック代表者 各ブロック1名

（10）事務局長 1名

（11）自主防災組織本部長 1名

（12）自主防災組織副本部長 3名

2 副会長の員数は、業務範囲または業務量の拡張に応じて10名を超えない範囲で増減員するこ

とができる。

（役員の選出）

第7条 会長は、選考委員が選出し、総会で承認を得ることとする。

2 副会長は、選考委員が選出し、総会で承認を得ることとする。

3 会長は、会計を指名し、役員会の承認を得なければならない。

4 会長は、会計監査を指名し、役員会の承認を得なければならない。

5 会長は、まちづくり本部長を任命し、役員会および総会に報告する。

6 会長は、環境本部長を任命し、役員会および総会に報告する。

7 会長は、コミュニケーション本部長を任命し、役員会および総会に報告する。

8 部会長は、部会ごとに互選し、役員会および総会に報告する。

9 ブロック代表者は、ブロックごとに第10条第1項において選出された班長の中から選出し、役員会および総会に報告する。

10 会長は、事務局長を任命し、役員会および総会に報告する。

11 自主防災組織本部長の就任については、総会で承認を得るものとする。

12 自主防災組織副本部長の就任については、総会で承認を得るものとする。

13 第1項および第2項の選考委員は、役員会で決定する。

（役員の任務）

第8条 役員員の任務は、次の通りとする。

（1）会長は、本会を代表し、会務を総括する。

（2）副会長は、会長を補佐し、会長の命により、または会長の任務遂行に支障があるときは、その職務を代理する。

（3）会計は、本会の会計事務を司る。

（4）会計監査は、本会の会計事務を監査する。

（5）まちづくり本部長は、まちづくり本部を代表する。

（6）環境本部長は、環境本部を代表する。

（7）コミュニケーション本部長は、コミュニケーション本部を代表する。

（8）部会長は、部会を代表し、部会を総括する。

（9）ブロック代表者は、本会の主要事業を分担し、会長及び副会長を補佐する。

（10）事務局長は、事務局を総務する。

（11）自主防災組織本部長は、自主防災組織を代表し、その任務については、「自主防災組織に関する規約」において規定する。

（12）自主防災組織副本部長は、自主防災組織本部長を補佐し、その任務については、「自主防災組織に関する規約」において規定する。

（役員員の任期）

第9条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任することもできる。

2 副会長の任期は、2年とする。ただし、再任することもできる。

3 本部長の任期は、2年とする。ただし、再任することもできる。

4 部会長の任期は、1年とする。ただし、再任することもできる。

5 ブロック代表者の任期は、1年とする。ただし、再任することもできる。

6 事務局長の任期は、2年とする。ただし、再任することもできる。

7 欠員により選出された役員員の任期は、前任者の残任期間とし、その旨を役員会に報告する。

（班長の選出・任務・任期）

第10条 第3条第2項に規定する班においては、班ごとに班長を選出し、役員会に報告する。

- 2 班長は、本会の事業を分担し、ブロック代表者を補佐する。
- 3 班長の任期は、1年とする。ただし、再任することもできる。
- 4 欠員により選出された班長の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問および相談役は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。

(会議)

第12条 会議は、総会、役員会、三役会、運営会議、本部会および部会とする。

(総会)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とし、総構成員で組織する。

- 2 会長は、定期総会を、毎年1回新会計年度開始以降2ヶ月以内に召集しなければならない。
- 3 会長は、役員会が必要と認める場合においては、臨時総会を召集することができる。
- 4 総会の議長は、構成員の中から選出されたものが務める。
- 5 構成員の他、役員会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。

(総会の招集手続)

第14条 定期総会を招集する際は、予め、会議の日時、場所および目的を示して、構成員に通知する。

(総会の議決権)

第15条 構成員は、各1個の議決権を有するものとする。

- 2 構成員は、議長に対する委任状によって議決権を行使することができる。

(総会の成立)

第16条 総会は、前条第1項に定める議決権を有する構成員の3分の1の出席（この条において、前条第2項に基づく委任状により議決権の行使を議長に委任

した構成員は出席したものとみなす）により成立する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、議決の際に議長を除き現に出席している議決権を有する構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

- 2 前項にかかわらず、会則の変更または廃止は、議決の際に議長を除き現に出席している議決権を有する構成員の4分の3以上で決する。

(総会の議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- (1) 会則の変更または廃止に関する事。
- (2) 事業の報告および決算の承認に関する事。
- (3) 事業の計画および予算の承認に関する事。
- (4) 会長および副会長の選出の承認に関する事。
- (5) 自主防災組織本部長および自主防災組織副本部長の就任に関する事、自主防災組織に関する規約の変更または廃止に関する事、その他自主防災組織に関する規約第6条各号に掲げる事項に関する事。
- (6) その他 本会の運営上特に重要な事項に関する事。

(事務局)

第19条 本会は、事務局を設置する。

- 2 事務局は、事務局長および事務局員によって組織される。
- 3 事務局長は、必要に応じ、副事務局長を指名することができる。

4 事務局は、以下の役割を担う。

- (1) 総会で議決した事業の進捗状況の把握
- (2) 会則の整備および管理
- (3) 本会運営に関する検討のための運営会議の総務
- (4) 総会および役員会の開催に係る準備
- (5) 第4条に係る事業に関する諸情報の発信および広報
- (6) その他、本会の運営に関する事務

5 事務局長は、前項の役割に応じ、役割別担当者を指名することができる。

(役員会)

第20条 役員会は、会長、副会長、会計、まちづくり本部長、環境本部長、コミュニケーション本部長、部会長、ブロック代表者、事務局長、自主防災組織本部長および自主防災組織副本部長をもって組織する。ただし、役員が会務の執行上必要と認めるときは本会の構成員が参加することもできる。

2 役員会は、必要に応じ、会長が召集し、議長は会長または会長が指名したものがあたる。

3 役員会の処理する事項は、次の通りとする。

- (1) 総会に提出する事項の審議に関する事。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事。
- (3) 臨時総会の開催に関する事。
- (4) 顧問および相談役の委嘱に関する事。
- (5) その他会務の執行上必要な事。

(三役会)

第21条 三役会は、会長、副会長、会計をもって組織し、議長は会長があたる。

2 三役会は、運営会議の処理する事項に係る指針を検討する。

3 議長は、会務の執行上必要と認められたものを参加させることができる。

(運営会議)

第22条 運営会議は、会長、副会長、会計、まちづくり本部長、環境本部長、コミュニケーション本部長、部会長、事務局長、自主防災組織本部長および自主防災組織副本部長をもって組織し、議長は事務局長または副会長があたる。

2 運営会議は、役員会の処理する事項に係る指針を検討する。

3 議長は、会務の執行上必要と認められたものを参加させることができる。

(本部会)

第23条 第4条第1項乃至第3項に規定する各本部は、各々本部長および本部会員をもって組織する。

2 本部長は、必要に応じ、副本部長を指名することができる。

3 本部長は、事業内容に応じ、部門担当者、会計担当者その他担当者を指名することができる。

4 本部会は、必要に応じ、本部長または副本部長が招集する。

5 本部会の処理する事項は次の通りとする。

- (1) 各本部の事業計画の立案に関する事
- (2) 各本部の事業計画の執行に関する事
- (3) その他執行上必要な事

(部会)

第24条 部会は、部会長および部会員をもって組織する。

2 部会は、必要に応じ、部会長が召集する。

3 部会の処理する事項は次の通りとする。

- (1) 各部会の事業計画の立案に関すること
- (2) 各部会の事業計画の執行に関すること
- (3) その他執行上必要なこと

(委員会)

第25条 会長は、事業の遂行にあたり必要であるときは役員会の承認を得て当該事業の目的に応じた委員会を設置することができる。

2 本部長は、事業の遂行にあたり必要であるときは会長に対して前項に規定する委員会の設置を要請することができる。

3 会長または本部長は、委員会が設置されたときは当該委員会を総務する委員長を任命し、役員会に報告する。

4 前項において任命された委員長は、必要に応じて副委員長を指名することができる。

5 会長または本部長は、第1項に規定する委員会に係る事業が終了した際は当該委員会を解散し、役員会に報告する。

(会費)

第26条 本会の収入は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。ただし、当該会計年度の始期日から第13条第2項に規定する当該年度の定期総会当日までの期間における定例的な支出項目に限り、当該定期総会において諮る予算案の事前執行を認めるものとする。

(個人情報保護)

第28条 本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利および利益を保護することを目的として、個人情報の取扱に係る規程（以下、個人情報取扱規程と称す）を定め、会の運営にあたっては、これを遵守するものとする。

- 2 前項に規定する個人情報取扱規程については、別途定めるものとし、当該規程の制定及び改訂については役員会において承認を得るものとする。

(細則)

第29条 本会の会則施行に関して、必要に応じて細則を定めることができる。

- 2 細則は役員会の専決事項とし、制定または改訂した場合は、総会に報告しなければならない。

付則（平成16年付則001号）

本会の会則は、平成16年11月14日から施行する。

(制定日) 平成16年11月13日

付則（平成19年付則001号）

第1条

本会の会則は、平成19年4月22日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 平成19年 4月21日

付則（平成21年付則001号）

第1条 この会則は、平成21年4月26日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

第3条 平成21年4月26日付で、第4条第1項第6号に規定するまちなみ協定運営委員会を廃止する。

(改正日) 平成21年 4月25日

付則（平成22年付則001号）

第1条 この会則は、平成22年4月25日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

第3条 平成22年4月25日付で、第4条第1項第6号に規定するまちなみ協定運営委員会を廃止し、新たにまちなみ協定部会を設

置する。

(改正日) 平成22年 4月24日

付則（平成23年付則001号）

第1条 この会則は、平成23年4月24日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 平成23年 4月23日

付則（平成25年付則001号）

第1条 この会則は、平成25年4月21日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 平成25年 4月20日

付則（平成26年付則001号）

第1条 この会則は、平成26年4月20日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 平成26年 4月19日

付則（平成27年付則001号）

第1条 この会則は、平成27年4月19日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 平成27年 4月18日

付則（2016年付則001号）

第1条 この会則は、2016年4月24日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 2016年 4月23日

付則（2017年付則001号）

第1条 この会則は、2017年4月23日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 2017年 4月22日

付則（2018年付則001号）

第1条 この会則は、2018年4月22日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 平成2018年 4月21日

第3条 会則第3条は、新たな組織形態を暫定的に構成することを妨げない。

第4条 前条における新たな組織形態に係る規定および暫定運用については、運営会議において検討し役員会において決するものとする。

第5条 第3条における新たな組織形態の暫定運用は、会則第2条に規定する本会の目的を逸脱しない範囲において施行しなければならない。

(改正日) 2018年 4月21日

付則（2020年付則001号）

第1条 この会則は、2020年4月26日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 2020年 4月25日

付則（2025年付則001号）

第1条 この会則は、2025年4月27日から施行する。

第2条 この会則による改正後の規定は、この付則に特別の定めがある場合を除き、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

(改正日) 2025年 4月26日

以上

回覧

自主防災組織 資格支援制度(案)について

制度制定の経緯

- ・地域の防災人材の育成を目的として資格取得支援予算8万円を計上し、町内会総会にて承認
- ・事業推進のため、今後、防災人材の育成に向けた資格支援に関する決まりを制定する必要

これまでの経過

- ・昨年8月の運営会議、役員会にて制度の構築について説明。今年度を試行期間とし、来年度の総会で要項を制定（根拠：自主防規約第6条（8））し本格運用することを確認（反対意見なし）
- ・昨年9月に自主防メンバーが防災士を登録。並行して、制度規定案の検討と運用（試行）を実施
- ・2月までに支援金の申請から支出、精算まで運用（試行）し、問題は認められないことを確認

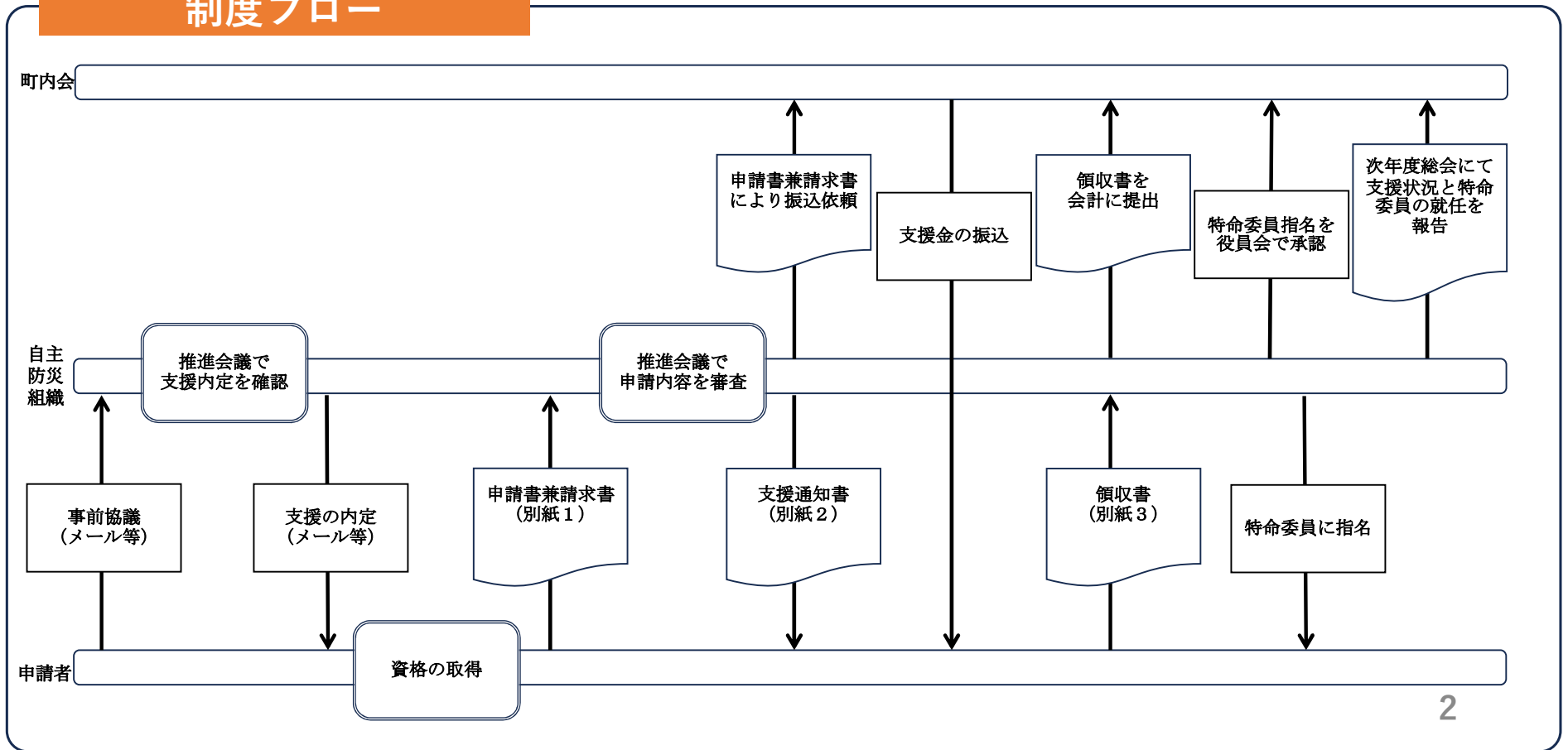
制度の主な内容

- ・申請要件（第2条）：①はるひ野住民等 ②当年度に防災士を登録済 ③自主防特命委員への就任等
- ・支援の内容（第4条）：防災士取得にかかる経費の「全額」（←ココがいちばんのポイント！）
- ・支援の決定（第5条）：自主防災組織推進会議（自主防定例会）で申請書を審査し支援の可否を決定
- ・特命委員への就任（第7条）：支援を受けた者は自主防災組織の特命委員に就任
- ・支援状況の報告（第8条）：自主防災組織本部長は、支援の状況を総会にて報告
- ・予算の確保（第9条）：自主防災組織本部長は、本制度の執行に必要な予算の確保に努める

回覧

自主防災組織 資格支援制度(案)について

制度フロー



回覧

自主防災組織 資格支援制度(案)について

意見等の提出方法

本案に対する意見等がある場合は、下記メール宛に、お名前、住所、役職（ある場合のみ部会名やブロック名）を添えて提出してください。意見等は自主防災組織で検討し、必要に応じて修正を行います。

メールアドレス：haruhino.bousai@gmail.com または
[町内会お問い合わせフォーム](#)

提出期限：2025年3月15日（土）まで

なお、修正があった場合の総会議案の取りまとめは、自主防災組織本部長一任とさせていただきます（修正案の再提示はしません。）。

はるひ野町内会 自主防災組織
2025年4月●●日 制定

はるひ野町内会自主防災組織 資格支援制度要項（案）

（目的）

第1条 本制度は、住民の防災活動に資する資格取得を支援することにより、防災人材の育成及び地域防災力の向上を目的とする。

（申請要件）

第2条 申請できる者は、次の全てに該当する者とする。

- （1） はるひ野町内会の構成員であること。
- （2） 別表1に定める資格を、支援を申請する年度に認証登録していること。
- （3） 第7条及び第8条について同意していること。

（支援対象資格）

第3条 支援対象資格は、別表1のとおりとする。

（支援の内容）

第4条 支援の内容は、自主防災組織予算の範囲内で、別表2のとおりとする。

2 申請者が、すでに他の支援制度等による支援又は助成を受けている場合は、その差額を上限とする。

（支援の決定）

第5条 申請者は、あらかじめ自主防災組織本部長（以下「本部長」という。）と協議の上、本部長宛に、「はるひ野町内会自主防災組織 資格支援申請書兼請求書（別紙1）」により申請しなければならない。

2 本部長は、申請内容を自主防災組織推進会議（以下「推進会議」という。）にて審査し、「はるひ野町内会自主防災組織 資格支援通知書（別紙2）」により、支援の可否について申請者に通知しなければならない。

（支援金の支払い）

第6条 本部長は、支援の決定後速やかに町内会会計をして支援金の支払いをしなければならない。

2 申請者は、支援金の振込確認後速やかに「はるひ野町内会自主防災組織 資格支援金額収書（別紙3）」を本部長に提出しなければならない。

（特命委員への就任）

第7条 支援が認められた者は、はるひ野町内会自主防災組織に関する規約（以下「規約」という。）第11条第2項（4）に定める特命委員に就任するものとする。

（支援状況の報告）

第8条 本部長は、支援の状況を町内会総会で報告しなければならない。

（予算の確保）

第9条 本部長は、本制度の執行のため必要な予算を確保するよう努めるものとする。

（定めのない事項）

第10条 本要項に定めのない事項は、規約による他、推進会議にて協議する。

附則

本制度は、2025年度町内会総会の翌日から施行する。

附則

本制度の施行前の2024年度予算において推進会議が試行した資格支援については、本制度を適用したものとみなす。

別表1 対象資格一覧

防災士

別表2 支援内容

| | |
|---------------------|-------|
| 研修講座受講料（教材費含む）（税込み） | 全額を上限 |
| 試験受験料 | 全額を上限 |
| 資格登録料 | 全額を上限 |

別紙1

年 月 日

はるひ野町内会自主防災組織 資格支援申請書兼請求書

はるひ野町内会自主防災組織本部長 殿

地域防災活動に資する資格を取得したため、はるひ野町内会自主防災組織資格支援制度要項第5条に基づき申請します。なお、申請が認められた際の支援金は、下記の振込先へ振り込んでください。

| | | | |
|-------------------|---|------|---|
| 申請者 | 住所：麻生区はるひ野 | | |
| | 氏名： | | |
| | 電話番号： | | |
| | メール： | | |
| 資格の種類 | 防災士 | | <input type="checkbox"/> 登録証の写し ^{※1} |
| 認証日 | 年 月 日 | | |
| 同意事項 | <input type="checkbox"/> 自主防災推進組織会議の特命委員に就任することに同意します。 | | |
| | <input type="checkbox"/> 町内会総会で報告されることに同意します。 ^{※3} | | |
| 申請額 | 研修講座受講料（税込み） | 円 | <input type="checkbox"/> 領収書の写し ^{※1} |
| | 試験受験料 | 円 | <input type="checkbox"/> 領収書の写し ^{※1} |
| | 資格登録料 | 円 | <input type="checkbox"/> 領収書の写し ^{※1} |
| | 別の支援制度等の交付額 ^{※2} | ▲円 | <input type="checkbox"/> 交付書の写し ^{※2} |
| | 合計 | 円 | |
| 振込先 ^{※4} | 銀行名 | | 銀行コード |
| | 支店名 | | 支店コード |
| | 普通・当座 | 口座番号 | |
| | 口座名義人(か) | | |

| | |
|----------|--|
| 申請時の留意事項 | <p>※1 申請にあたっては、登録証の写し、各経費の領収証等の写しを添付してください。該当するものすべての□欄にチェックが必要です。</p> <p>※2 すでに他の支援制度等による支援又は助成を受けている場合は、「別の支援制度等の交付額」にその額を記載してください。</p> <p>※3 町内会総会での報告事項は、氏名及び居住地区です。</p> <p>※4 J A セレサ川崎の口座をお持ちの方は、経費削減のためできる限りそちらを使用してください。</p> <p>収集した個人情報は、はるひ野町内会個人情報取扱規程により取扱います。</p> |
|----------|--|

別紙2

年 月 日

はるひ野町内会自主防災組織 資格支援通知書

〇〇 〇〇 様

自主防災組織本部長

〇年〇月〇日付けで申請のありました件について、自主防災組織推進会議で審査を行いました。結果については下記のとおりです。

| 審査結果 | 支援します | 支援できません |
|----------|--|---------|
| 支援額 | 円 | |
| 結果の説明 | <input type="checkbox"/> 支援要件を満たしている <input type="checkbox"/> 支援要件を満たしていない (下欄参照) | |
| 支援できない理由 | | |
| その他 | | |

別紙3

年 月 日

はるひ野町内会自主防災組織本部長 殿

はるひ野町内会自主防災組織 資格支援金領収書

下記のとおり受領しました。

金額： _____ 円

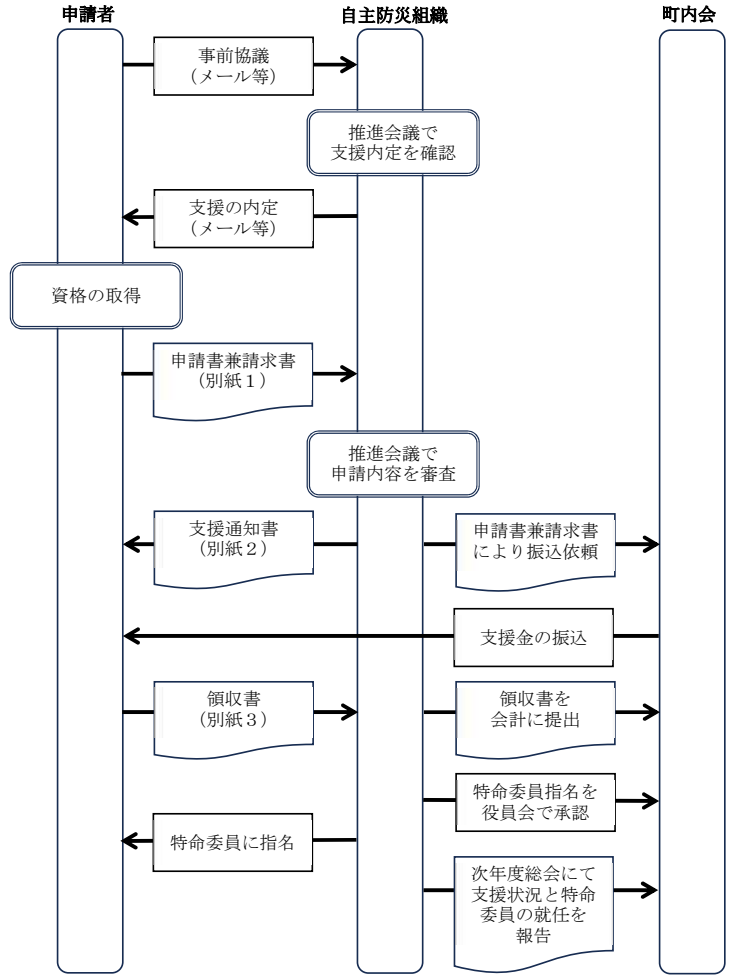
件名：はるひ野町内会自主防災組織資格支援金

住所： 麻生区はるひ野 _____

氏名： _____

2025年3月1日
はるひ野町内会 自主防災組織
はるひ野町内会 自主防災組織

はるひ野町内会自主防災組織 資格支援制度フロー



道路での危険な遊びはやめましょう！！

いつも交通部会の活動にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。交通安全に関して、あぶないと思われる状況を見かけられた方からのお声をいただきました。ふだんから安全を心がけていらっしゃることはと思いますが、改めて注意喚起させていただきます。

●場所と状況：

はるひ野 5-20 付近の路上にて、小学生低学年くらいのお子さんがスケートボードのようなものに座り坂道を滑り降りて路上に飛び出すような行為が見受けられたとのことです。

目撃された方によると、その周囲は宅地の擁壁があり、車道からは死角になっているため、タイミングが悪ければ車両との接触や死亡事故にもつながりかねない状況だったとのことでした。



交通量の比較的少ない生活道路においては、車両通行が不規則に行われます。いつもはクルマが走っていないからと言っても、上記目撃された方が感じる通り、タイミングが悪ければ大きな事故が発生するおそれがあります。

道路での危険な遊びはやめましょう。

●お子さまをお持ちのご家庭へのお願い

事故やトラブルを未然に防ぐために、遊ぶ場所や遊具の使い方、危険な行為、迷惑行為などについてご家庭内でお子さまと話し合い、ご指導くださいますようお願いいたします。

●運転をされる方へのお願い

交通量が少ない生活道路は、油断が生じ緊張感が薄れがちになりますが、こどもや自転車の飛び出し、急な進路変更など様々な危険が潜んでいます。生活道路では速度を落とし、飛び出し等の危険を予測した運転を心掛け、常に安全運転をするようお願いいたします。

以上

花と緑のフェスタ 2025

昨年実施した「緑のフェスタ」ですが、今年 はるひ野を彩る「花」にもスポットを当てた「花と緑のフェスタ」を開催します。

最近、町内に花壇が増えたことにお気付きの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そんな はるひ野の「花」と「緑」を守る活動をしているボランティア団体が集結して、子どもも大人も楽しみながら町の魅力を再発見できるイベントを準備中です。是非、ご家族、お友達を誘って、遊びに来てください。

■日程

2025年4月20日（日） ※雨天の場合、4月27日（日）に延期

■会場

こもれび公園、はるひ野駅前、黒川よこみね緑地、黒川谷ツ公園

■企画内容

- 自然観察会
- ワークショップ
- 花苗販売
- スタンプラリー など

■主な参加団体

水辺のある里山を守る会
まちの緑を守る会
エコガーデンはるひ野
はるひ野里山学校

■主催

花と緑のフェスタ実行委員会
問合せ先：haruhino.greenfesta@gmail.com

自主防災かわら版 2024—11号

2/1(土) 避難所開設訓練報告

**避難所運営会議と麻生区危機管理担当の
連携による実践的避難所開設訓練を実施**

2025年2月1日（土）はるひ野小中学校避難所運営会議と麻生区危機管理担当による、実践的な避難所開設訓練を実施しました。



川崎市では市内に176の避難所が指定されており、はるひ野小中学校もそのひとつです。大規模地震発生時には、これら全ての避難所の速やかな開設・運営が求められます。今回、はるひ野町内会自主防災組織は麻生区危機管理担当と連携し、実際の資機材を使った避難所開設訓練を実施しました。



訓練には黒川町内会ほか、リーデンス、オーセント、リーフィアの避難所運営会議メンバーとともに、地域の皆さまを合わせて約50名が参加しました。専門家による避難所開設・運営講座の後、実際の資機材を使って開設してみました。避難所用資機材の備蓄倉庫は、大アリーナに接して設けており、内からも外からもアクセスでき、倉庫内の備品確認もできました。

実際にやってみると、発電機の発停やトイレの設営等に対する認識不足等も判明しました。また、黒川町内会から災害時要援護者の個別避難計画についても要望共有していただきまして、災害発生時における初動対応、運営開始後の役割分担や関連する運営情報の発信方法など解決すべき課題が散見されました。

自主防災組織では、地域防災力向上に向け、今後も防災イベントを実施していきます。来年度も危機管理担当と連携した訓練を開催する予定ですので自主防メンバー以外も参加してくださいね！

自主防災組織の有志メンバーも随時募集中です！

参考資料：

実施したタイムスケジュールと活動内容

| 時間 | 場所 | 活動内容 |
|-------------|----------------------|---|
| 10:00~10:07 | はるひ野小中学校 地域交流センター | 開会、学校代表者（施設管理者）挨拶、参加団体自己紹介 |
| 10:07~10:13 | 校門前 | 鍵所有者の確認 |
| 10:15~10:17 | | 校門の開錠確認 |
| 10:17~10:22 | | 避難者の誘導 |
| 10:22~10:25 | | 校舎外観の安全確認方法 |
| 10:27~10:58 | 備蓄倉庫 | 備蓄倉庫内の確認、避難所本部の設置方法の確認 携帯トイレの使用方法の確認 発電機の操作、投光器組立 |
| 10:58~11:06 | 汚水枡 | 汚水枡の安全確認方法 |
| 11:18~11:45 | 校門付近 | マンホールトイレの設営 |
| 11:49~11:51 | | 質疑応答 |
| 12:02~12:15 | はるひ野小中学校 地域交流センター | 黒川町内会 災害時要援護者の個別避難計画について（要望）の説明 |
| | | 閉会 |

| | 3月 |
|--|---|
| 役):役員会(会長・副会長・会計・事務局長・部会長・まちづくり本部長・自主防災組織本部長/副本部長・ブロック代表者が参加) ※ 必要に応じて班長を招集する場合あり | 役)3/1(土) 17:30~ オンライン/地域交流センター <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 2025年度定期総会 4月26日(土) 15:00~ オンライン/地域交流センター </div> |
| 運):運営会議(会長・副会長・会計・事務局長・部会長・まちづくり本部長・自主防災組織本部長/副本部長が参加) 三):三役会(会長・副会長・会計が参加) | 三)3/22(土) 14:00~ 三)3/29(土) 16:00~ 運)3/29(土) 18:00~ |
| 環境美化部会 | 3/9(日) 9:00~10:00 事務所 or オンライン |
| 環境緑化部会 | 3/23(日) 10:30~12:00 事務所 or オンライン |
| 交通部会 | 3/16(日)17:00~18:00 事務所 |
| 防犯部会 | 3/16(日)14:00~15:00 事務所 or オンライン |
| 広報部会 | 3/9(日) 16:00~17:30 オンライン |
| イベント部会 | 3/16(日) 10:00~12:00 事務所 or オンライン |
| まちなみ協定部会 | 3/8(土) 15:00~16:30 事務所 or オンライン |
| 自主防災組織 | 3/8(土)9:00~10:00 町会事務所ハイブリッド |
| まちづくり本部 | 3/8(土)17:00~18:00 事務所 |